

# (制度名：指定本邦航空運送事業者)

(航空局技術部運航課)

## 1. 制度の概要

機長候補者の訓練方法等について一定の基準を満たす指定本邦航空運送事業者に対し、自社の機長のみを対象として、自ら認定・審査させ、国の認定・審査を省略する制度

## 2. 指定、登録等の基準

○航空法施行規則（昭和27年7月31日運輸省令第56号）

(指定本邦航空運送事業者の指定基準)

第百六十四条の五 法第七十二条第五項の指定本邦航空運送事業者の指定は、次に掲げる基準に適合するものについて行う。

- 一 機長候補者及び査察操縦士候補者の選定のための組織を有し、かつ、これらの者に係る選定基準が適切なものであること。
- 二 機長候補者及び査察操縦士候補者の訓練のための組織及び必要な数以上の教官を有し、かつ、これらの者の訓練のための施設が十分に整備されていること。
- 三 機長候補者及び査察操縦士候補者の訓練の課目、時間その他訓練方法が適切なものであること。
- 四 法第七十二条第五項の認定及び同条第六項の審査を行うために必要な数以上の第百六十四条の九に規定する要件を備える者を有すること。
- 五 法第七十二条第九項の指名を受けた者（以下「査察操縦士」という。）について、同条第五項の認定及び同条第六項の審査の実施に当たつての権限の独立性が保障されることが確実であること。
- 六 法第七十二条第五項の認定及び同条第六項の審査の内容及び評価基準が国土交通大臣が行う法第七十二条第一項の認定並びに同条第二項及び第三項の審査の内容及び評価基準に準じたものであること。
- 七 関係記録の作成及び保存の方法が適切なものであること。

## 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
株式会社日本航空インターナショナル	昭和47年4月	東京都品川区東品川2-4-11 03-5460-3121	2の指定基準を満たすため。
全日本空輸株式会社	昭和47年4月	港区東新橋1-5-2 03-6735-1000	2の指定基準を満たすため。
日本トランスオーシャン航空株式会社	昭和53年11月	沖縄県那覇市山下町3-24 098-857-2112	2の指定基準を満たすため。
日本貨物航空株式会社	昭和61年3月	東京都港区西新橋3-23-5 03-5402-3003	2の指定基準を満たすため。

エアーニッポン株式会社	昭和62年4月	東京都港区東新橋1-5-2 03-6735-5411	2の指定基準を満たすため。
日本エアコンピューター株式会社	平成6年3月	鹿児島県霧島市溝辺町麓787-4 0995-58-2151	2の指定基準を満たすため。
株式会社ジャルウェイズ	平成11年12月	東京都品川区東品川2-2-8 03-5460-8620	2の指定基準を満たすため。
株式会社ジャルエクスプレス	平成12年4月	大阪府池田市空港2-2-5 06-6857-7375	2の指定基準を満たすため。
株式会社ジェイエア	平成12年10月	愛知県西春日井郡豊山町名古屋空港ターミナルビル 0568-39-1888	2の指定基準を満たすため。
エアーセントラル株式会社	平成12年12月	愛知県常滑市セントレア1-1 0569-38-9300	2の指定基準を満たすため。
株式会社エアージャパン	平成14年6月	東京都港区東新橋1-5-2 03-6735-5900	2の指定基準を満たすため。
株式会社エアーニッポンネットワーク	平成15年12月	東京都大田区羽田空港3-3-2 03-5757-4200	2の指定基準を満たすため。
北海道国際航空株式会社	平成16年8月	北海道札幌市中央区北1条西2-9 011-252-5533	2の指定基準を満たすため。
株式会社ANA&JPEクスプレス	平成18年2月	東京都港区東新橋1-5-2 03-6735-5932	2の指定基準を満たすため。
オリエンタルエアブリッジ株式会社	平成18年3月	長崎県大村市箕島町593番地の2 0957-53-7111	2の指定基準を満たすため。
株式会社北海道エアシステム	平成18年5月	北海道千歳市美々新千歳空港ターミナルビル 0123-46-5533	2の指定基準を満たすため。
エアーネクスト株式会社	平成18年6月	福岡市博多区下臼井767-1 092-611-3533	2の指定基準を満たすため。
アイベックスエアラインズ株式会社	平成21年1月	東京都江東区新砂1-2-3 03-5653-5561	2の指定基準を満たすため。

#### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

#### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

本制度に基づく指定本邦航空運送事業者の自社の機長に係る認定及び審査であり、事業を行うものではないことから料金の徴収はない。

## 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月1日現在）

機長に係る認定・審査は、航空の安全を確保する上で必要不可欠であり、また、専用の施設である航空機等を使用して実施される必要がある等その認定・審査にあたっては特に専門的な知見を要求されるため、本来は国が行うべき事務・事業であるところ、指定制度により、申請のあった航空運送事業者について、一定の基準を満たしているかどうか国において実地検査を含む厳格な審査を行うとともに、指定後も、これら事業者が基準に適合しているかどうか適切に指導・監督していく必要がある。見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き法令等に定めた基準に従い、制度の適切な運用に努めることとする。

## 7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定